

# 「給湯器の点検に来た」と

給湯器の点検です！



# いって突然訪問する業者や

# 高額代金を前払いさせる業者に注意！

## <相談事例1>

給湯器が壊れたので、以前修理してくれた業者と45万円の給湯器の契約を行った。契約時に20万円、1週間後に2万5千円、9月に22万円支払ったが、その後取り付けに来てくれない。  
(50歳代 女性)

## <相談事例2>

突然給湯器の点検をされると訪問があり、給湯器のふたを開け閉めただけで1万6千円の請求を受けた。その後、8千円に値引したので仕方なく支払った。領収書だけもらい、記載された番号にかけてみるがつかない。返金してもらえるか。  
(70歳代 女性)

## <アドバイス>

- 高額代金を前払いさせる業者に注意しましょう。お金を払っても、給湯器を付けない・返金されないといったリスクがあることを知っておきましょう。
- 呼んでもいないのに突然「点検に来た」や「前払いを・・・」と言われたら疑いましょう。点検が必要と思ったら給湯器のメーカーに直接連絡しましょう。
- 突然来訪した業者から買ったのであれば、クーリングオフは可能です。ただし、業者と連絡が取れなければ返金は受けられません。契約は慎重に行いましょう。
- 不審に思ったり不安に感じたら、お金は払わずに消費生活センターもしくは警察に相談してください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

## 消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん